

# 新世代P C a 工業会 会則

## 第1条 (名称)

本会は新世代P C a 工業会 (以下、工業会)と称する。

## 第2条 (目的)

工業会は、プレキャストコンクリート製品の技術競争力強化を通じて会員各社の営業力向上、生産性向上、収益性改善を推進する技術の構築及び共有を目的とする。

## 第3条 (活動)

工業会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) コンクリート製品に係る生産性向上技術の開発、実用化
- (2) コンクリート製品に係る社会的要請技術の開発、実用化
- (3) コンクリート製品に係る工業会オリジナル商品・技術の開発、実用化
- (4) コンクリート全般に係る技術支援
- (5) 工業会会員相互間の各種経営資源の融通推進
- (6) コンクリート製品に係る性能規定化への対応
- (7) コンクリート技術交流会の開催
- (8) その他工業会の目的を達成するために必要な事項

## 第4条 (工業会の構成)

工業会は、以下の機関をもって構成する。

- (1) 工業会には会長を置く。
- (2) 工業会には諮問委員会を設け、会務について会長からの諮問に答える。
- (3) 会長の下には企画ワーキンググループ(以下、WG)と作業WGを設け、工業会活動の実務を執行する。
- (4) 工業会には事務局を設け、事務を執行する。

## 第5条 (会員)

工業会は、工業会の目的に賛同する次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員  
コンクリート製品の生産・販売会社、構造技術・施工技術を有する会社、団体とする。
- (2) 賛助会員
  - (1) の周辺技術を有する会社、団体とする。

2. 会員は、次の各号の義務を負いこれを遵守するものとする。
  - (1) 工業会の目的に沿い、工業会の目的達成に努めるとともにこれに積極的に協力すること。
  - (2) 工業会の会則を遵守し、会員相互の信頼・協調に努めること。

#### 第6条（入会）

工業会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

2. 会長は入会の承認に当っては、諮問委員会に諮問するものとする。新規に入会を承認した場合は、その直後の総会において報告をするものとする。

#### 第7条（退会）

会員が退会しようとするときは、その理由を付した退会届を会長に提出し研究会を退会することができる。

2. 会員が次のいずれかの項目に該当するときは、会長は諮問委員会に諮問した上で、除名することができる。
  - ①会則に違反する行為があったとき。
  - ②工業会の名誉、信用を傷つける行為、行動があったとき。

#### 第8条（役員）

工業会に以下の役員を置く。

会 長	1名
諮問委員	全国各ブロック2名を基本とする
会計監事	1名

#### 第9条（役員を選任）

会長は総会で選任する。

2. 諮問委員は、会長が正会員の中から委嘱する。諮問委員長は諮問委員が互選する。
3. 会計監事は会長が委嘱し、総会の承認を得るものとする。

#### 第10条（役員職務）

会長は、工業会を代表して会務を統括する。

2. 諮問委員は、諮問委員会を構成して会務に係る会長からの諮問に答える。
3. 会計監事は、工業会の収支決算の監査を行い、総会で報告を行う。

#### 第11条（役員任期）

役員任期は2年とし、再任を妨げない。役員に欠員を生じた時はこれを補充し、その任期は前任者の任期満了の日までとする。

第 12 条 (総会)

総会は、定時総会及び臨時総会とする。

第 13 条 (総会の開催)

定時総会は毎年 1 回一定の時期に開催し、臨時総会は会長が必要と認めた場合に開催する。

第 14 条 (総会の議長)

総会の議長は、会長がこれを務める。

第 15 条 (総会の決議)

総会は、会員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立し (委任状によるものも含む)、議事は出席会員の過半数の同意をもって決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

第 16 条 (総会の議決事項)

総会で議決する事項は、以下のとおりとする。

- (1) 予算及び決算の承認
- (2) 役員を選任
- (3) 会則の改正
- (4) 事業計画の決定
- (5) 工業会の解散

第 17 条 (議決権)

総会における議決権は、正会員、賛助会員とも同等とする。

第 18 条 (諮問委員会の開催)

諮問委員会は、必要に応じて会長が招集する。

2. 会長は諮問委員会を招集することなく、直接各諮問委員宛諮問することができる。

第 19 条 (技術顧問)

工業会に、若干名の技術顧問を置くことができる。

2. 技術顧問は、会長がこれを委嘱する。
3. 技術顧問は、会員の要請に基づいて、必要な助言、支援を与える。
4. 技術顧問には報酬を支払うものとし、諮問委員会に諮った上で会長がこれを決定

する。

#### 第 20 条 (WG の設置)

WG は、会長の指示を受け、工業会活動の実務を執行する。

2. 企画WG は、総会の付議事項である事業計画、各種技術の検討、調査研究、開発等の、工業会活動全般に係る企画立案等を行う。
3. 作業WG は、企画WG の設定した具体的活動テーマについて、各種技術の検討、調査研究、開発及び実用化に係る実務を遂行する。
4. WG は、正会員及び賛助会員の中からメンバーを選出する。

#### 第 21 条 (WG の成果物)

WG の活動から生じる成果物は、原則として特許権等の工業所有権を取得することにより、その権利の保全を図る。

2. 上記権利は工業会及びWG メンバーに属するものとし、その持分は諮問委員会に諮った上で会長が決定する。

権利取得に係る費用は、工業会及びWG メンバーが持分に応じて負担する。

3. 上記権利の通常実施権設定契約等に係る契約金、実施料その他の契約内容については、諮問委員会に図った上で会長が決定する。
4. 上記 3 の契約金は、会員に対してはこれを免除する。  
実施料は、会員に対しては非会員向けに比べ低廉な料率とする。
5. 工業所有権の取得が困難な、或いはなじまない成果物の権利保全等については、諮問委員会で別途協議する。

#### 第 22 条 (WG 成果物に係る工業会への利益還元)

前条のWG の成果物に関して、工業会が契約金、実施料等を得た場合は、全額これを工業会の運営費用に充当する。

2. 前条の WG の成果物に関して、工業会会員が契約金、実施料等を得た場合は、その一部を工業会運営費用として工業会に支払うものとし、その詳細については会員及び工業会事務局間で協議の上決定する。

#### 第 23 条 (個別の技術支援要請への対応)

会員からの個別の技術支援要請については、工業会事務局が技術顧問、正会員、賛助会員等を紹介すること等により対応する。

2. 技術支援に係る費用等については、工業会事務局を通じ、技術支援依頼元の会員から技術支援の実施者に支払うものとする。
3. 前項の費用については、その一部を工業会の運営費用として工業会に支払うものとし、その詳細については技術支援依頼元、技術支援実施者及び工業会事務局間で

協議の上決定する。

#### 第 24 条（会員相互間の経営資源の融通）

会員の経営コスト削減等の観点から、工業会事務局は会員間の技術、設備等の相互融通のため、情報の収集、整理、公開等を行う。

2. 製品型枠の使用料、保有技術の実施料等、相互融通に係る条件については、原則、会員相互が協議して決定する。
3. 前項の使用料、実施料等については、その一部を工業会の運営費用として工業会に支払うものとし、その詳細については会員及び工業会事務局間で協議の上決定する。

#### 第 25 条（工業会の運営費用）

工業会の運営に要する費用は、細則に定める入会金、年会費の他、第 22 条、第 23 条第 3 項、第 24 条第 3 項に定める収入、開発費、臨時会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

#### 第 26 条（事務局）

工業会の事務局は、東京都墨田区両国 4-38-1 日本コンクリート技術株式会社本社に置く。

2. 事務局は、工業会の会計事務、各会議の設営、その他工業会運営に係る事務を執行する。

#### 第 27 条（会則に定めのない事項）

この会則に定めのない事項について、緊急を要する場合は、諮問委員会に諮った上で、会長が対応を決定することができる。

2. この場合、その直後の総会において内容を報告し、承認を得なければならない。

#### 第 28 条（事業年度）

工業会の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの期間とする。

#### 第 29 条（会則の施行）

本会則は平成 17 年 10 月 14 日より施行する。

## 新世代P C a 工業会 細則

### 第1条（入会金、会費等）

	入会金	年会費
(1) 正会員	10万円	18万円
(2) 賛助会員	5万円	6万円

- (3) 開発費、臨時会費等は諮問委員会に諮った上で、会長が決定する。
- (4) 退会又は除名されたものの既納の入会金及び会費等はこれを返還しない。

### 第2条（入会金、会費等の納付）

入会金は入会の際に納付し、年会費は毎年、定時総会の日から30日以内に納付する。但し、年度途中に入会した場合の年会費は、入会承認月より事業年度末までの月割計算した金額を入会の際に納付する。

- 2. 開発費、臨時会費等は請求書発行の日から30日以内に納付する。
- 3. 前項はすべて事務局より請求書を発行し、指定された金融機関の口座に振り込む。

### 第3条（費用の負担）

諮問委員会、WG等での活動に係る人件費、交通費等は各委員等の自己負担とする。物件費は工業会負担とする。

- 2. 工業会事務局の運営に係る人件費、物件費は工業会負担とする。